

教職企第 1047-4 号
令和 2 年 5 月 7 日

府立学校 校長・准校長 様

教職員室長

新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について（通知）

新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について、別添のとおり取り扱い願います。
なお、令和 2 年 4 月 30 日付け教職企第 1047-3 号からの変更箇所については、下線部分です。

問い合わせ先

【服務全般・病気休暇等に関すること】

教職員室教職員企画課

企画グループ

内線 3 4 4 3

【職免に関すること】

教職員室教職員人事課

府立学校人事グループ

内線 3 4 4 5

1 「府立学校における臨時休業等の措置について（通知）」（令和2年4月28日付け教高第1170-2号）及び「府立学校における臨時休業等の措置について（通知）」（令和2年5月7日付け教高第1170-3号）に基づく、府立学校においては、令和2年5月31日までの臨時休業期間（下記2から7までに該当する場合を除く）

通常勤務（非常勤補助員・非常勤講師についても同様。非常勤講師に授業時間（コマ）が割り振られている場合にあっては、定期考査試験の問題作成、採点、成績入力処理、成績判定に関わる会議、年度当初（学期当初）に必要な授業計画等に関する打合せ会議や補習など、校長・准校長が授業に準じるものとして命じた業務に従事）

※「府立学校におけるテレワーク（在宅勤務）の更なる取組みについて（通知）」（令和2年4月27日付け教職企第1159号）に基づくテレワーク（在宅勤務）についても適用となりますので、あわせて申し添えます。

2 感染した教職員

病気休暇（療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間）又は年次休暇

⇒ 下記4-2により対応（3月1日に遡って適用）

3 検疫所長から、検疫法に基づき新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがあるとして停留された教職員

職務に専念する義務の免除（必要と認める期間又は時間）

4 新型コロナウイルス感染症に感染していると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた教職員

職務に専念する義務の免除（濃厚接触者として外出自粛の協力要請等を受けた期間又は時間）

4-2 職員又はその親族に発熱等の風邪症状（※）が見られること等から療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員

職務に専念する義務の免除（必要と認める期間又は時間）（3月1日に遡って適用）

※ 発熱やのどの痛み、強いだるさ（倦怠感）等がある。1週間前後の期間、咳が長引いている。

5 「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について（通知）」（令和2年2月26日付け教高第4127号）に基づく新型コロナウイルス感染症の感染の防止のため臨時休業となった場合

全教職員（施設管理等のため校長・准校長が勤務を命じた者を除く）について職務に専念する義務の免除（当該臨時休業の期間）

6 学校の一部を休業とした場合

新型コロナウイルス感染症の感染の防止のため、校長・准校長から自宅での待機を命じられた場合は、その教職員について、職務に専念する義務の免除（当該一部休業の期間）

7 その他

(1) 令和2年2月29日まで

中学校就学の始期に達しない子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の措置により、その子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合については、子の看護休暇の取得要件の特例的な扱いとして、1会計年度で付与される子の看護休暇（5日間、2人以上養育する職員にあっては10日間）の内数において取得できるものとする。なお、申請時には臨時休業等が確認できるものを添付すること。（「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について（通知）」（令和2年2月28日付け大人委第2598号）及び「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について（通知）」令和2年3月4日付け大人委第2623号）を参照）

(2) 令和2年3月1日に遡って適用

新型コロナウイルス感染症対策に伴う、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員。なお、申請時には臨時休業等が確認できるものを添付すること。

職務に専念する義務の免除（必要と認める期間又は時間）

【職免等について】

- ① 教職員が病気休暇を取得する場合の承認にあたっては、医師の診断書により確認するなど、所要の手続きについて、対応すること。
- ② 今回の職免等については、令和2年2月25日に決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」により、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に対しては、健康観察、外出自粛の要請等への協力が求められていることに鑑み適用するものであり、所属教職員が職免等の期間中に、府民からの誤解を招く行動や、府民の信頼を損ねる行動をとることのないよう、所属教職員の指導・監督に万全を期すこと。
- ③ 職免承認手続きについては、原則として、総務事務システムにおいて、『人事給与福利厚生各種申請・届出』⇒『休暇休業等申請』⇒『休暇・休業・職免』を選択後、『職務専念義務免除願』メニューのプルダウンメニューから『その他』を選択し、理由欄に『12号関係（人事委員会協議 令和2年2月28日付け大人委第2602号、令和2年3月4日付け大人委第2627号及び令和2年4月10日付け大人委第1087号により承認）』と入力の上、以下のいずれかの理由を入力することにより、速やかに校長・准校長の承認を受けること。
 - ・ 検疫所長から、検疫法に基づき新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがあるとして停留されたため
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に感染していると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者

の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められたため

- ・ ○○（職員又はその親族）に□□□□（発熱等の風邪症状について記載すること）が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められるため
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染の防止のため臨時休業となったため
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められるため（当該子が中学校就学の始期に達している場合（特別支援学校に在籍する子を除く。）にあつては、当該やむを得ない事由について記載すること）

書面による場合は、必要事項を記載した書面様式第 23 号を校長・准校長に提出することにより行うこと。

- ④ なお、上記取扱いについては、非常勤補助員についても同様。

また、非常勤講師については、令和 2 年 4 月 1 日以降は上記職務に専念する義務の免除（有給）により対応し、同年 3 月 31 日以前はこれに準じた特別休暇（有給）を付与することが可能。

【勤務時間の割振りの変更について】

新型コロナウイルス感染症の感染の防止のため、業務に支障のない範囲内において、府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第 3 条第 4 項の規定に基づき、学校運営上必要があると認める場合として、勤務時間の割振りの変更を柔軟に行うことが可能ですので、あわせて申し添えます。

【勤務時間の割振りの変更例】 8:00～16:30、10:00～18:30